

地域の支え合いで安心のまちづくり

災害時要援護者支援事業について

市では「災害時要援護者支援事業」の取り組みとして、平成24年10月1日から災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の方々から名簿登録の申請をいただき、各地域の支援組織に名簿を提供することで、避難支援体制づくりを行っています。

(平成25年4月1日現在、47町内会151人の方が名簿登録しています)

現在は、町内会長、自主防災会長、民生委員などの支援組織の方々から名簿に登録された方の個別計画（災害時要援護者を「誰が」「どこへ」「どのように」避難させるか）を作成し、市と情報の共有を図っています。

災害はいつやってくるかわかりません。市では、引き続き対象の方（災害時要援護者）に名簿登録の呼びかけをしています。

「災害時要援護者支援事業」にご理解とご協力をお願いします。



**市民の力を結集して減災に努め「安心・安全なまち」を築いていきましょう。
災害時要援護者名簿登録を！**

名寄市自主防災組織支援事業補助金交付制度について

市では、東日本大震災や平成22年7月の本市での水害を教訓に、地域住民が協力連携して自分たちの身を守る一助として、平成24年4月1日から地域の自主防災組織の設立促進および組織強化のために「名寄市自主防災組織支援事業補助金交付要綱」を定めました。

当該要綱の主な内容は、次のとおりです。

1. 補助対象経費

- ① 防災資機材購入事業
防災資機材の購入
- ② 地域防災活動事業
啓発活動、訓練活動、研修活動等

2. 補助金額

補助対象経費の2分の1に相当する額（限度額3万円）

3. 補助金交付回数

補助金の交付は、1組織1回とする。ただし、頻回に被災する地域で市長が認める場合は、この限りでない。



市内の一町内会では、本制度を活用し、担架、ショルダー型メガホンの整備のほか、安否札、町内会会員の掌握表を作成しました。本年度は近隣町内会と防災協同訓練を計画しています。

本制度を活用して自主防災組織の設立および組織強化にお役立てください。